

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

令和2年7月22日（水）

開催日時 令和2年7月22日（木） 午後2時00分～午後3時40分

開催場所 504会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
三町章 委員
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
坂本伸之 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
岡村由美子 指導課長補佐
小影俊一 指導主事
豊田剛志 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任

傍聴者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会7月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（7）及び議案第10号から第12号は、人事案件または

個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

○古川教育長

事務局報告事項を行います。

はじめに、(1) 令和元年度中学校給食費会計収支報告について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1) 令和元年度中学校給食費会計収支報告についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

本件は、市立中学校長会及び保護者より選任された3名の監査委員により、「令和元年度中学校給食費会計収支決算書」と諸帳簿及び証拠書類等を監査していただき、承認されたものでございます。

○古川教育長

次に、(2) 令和2年度就学援助費における給食費の支給について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2) 令和2年度就学援助費における給食費の支給についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

このたび、就学援助受給世帯の経済的負担軽減を目的として、新型コロナウイルスの影響による学校の臨時休業及び分散登校等の期間について、学校給食の提供があったものとみなし、給食費を支給することといたしました。

支給対象者でございますが、小平市から就学援助の準要保護認定を受けている世帯の保護者といたします。

なお、要保護者につきましては、生活保護の教育扶助費にて既に同様の支給を受けております。

次に、支給対象期間でございますが、令和2年4月から6月までの期間のうち、新型コロナウイルス感染予防のための臨時休業や分散登校等により給食を提供しなかった期間といたします。

次に、支給する額でございますが、学年ごとに認定した1日当たりの給食費単価に、支給対象期間中における給食を提供する予定であった日数を乗じた額といたします。

終わりに、支給時期及び方法でございますが、在籍校からの報告に基づいて、保護者宛てに順次振り込みを行ってまいります。

○古川教育長

次に、(3)小平市立中学校教科用図書審議委員会報告について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小平市立中学校教科用図書審議委員会報告についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

本報告書は、中学校の教科書採択にあたり、小平市立中学校教科用図書審議委員会から調査・研究結果が提出されたものでございます。

審議委員会は、学識経験者、保護者代表、学校関係者14名で構成されており、「令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領」に基づき設置し、その後、小平市立中学校教科用図書調査部会による専門的な調査・研究、また、各学校からの調査・研究、及び市民の意見などを踏まえて協議を行い、資料のとおり報告に至ったものでございます。

本報告書は、小平市立中学校教科用図書調査部会及び各学校の調査研究報告、並びに市民の方々からのアンケートをもとに発行者ごとに内容、構成上の工夫につきまして、それぞれ工夫されている点、工夫を要する点について協議し、その結果をまとめたものでございます。

また、「総合的な所見」の欄には、各教科用図書の特徴について総括的な見解が述べられています。

本報告書は各教科用図書について、生徒の興味関心を喚起するものであるか、発達の段階に即した内容であるか、生徒にとってわかりやすく、読みやすい表現になっているかなど、学習者である生徒の立場に立った分析が中心となっています。

また、各教科等の特徴から、内容や、構成・配列の適切さについての専門的な分析もなされており、採択について、ご審議いただく際の資料となるものでございます。

○古川教育長

次に、(4)民法改正に伴う成人式の実施年齢の決定について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(4)民法改正に伴う成人式の実施年齢の決定についてを報告いたします。

資料はございません。

令和4年4月1日より施行されます民法改正において、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴いまして、市では成人式の実施年齢を検討してまいりましたが、このたび、

民法改正後も現行と同様、20歳とすることといたしました。

なお、今後、市報こいだいら、教育委員会だより、市ホームページやプレスリリースなどを活用いたしまして、市民の皆様に周知をしてまいります。

○古川教育長

次に、(5)西部市民センターのエレベーターにおける事故の発生について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(5)西部市民センターのエレベーターにおける事故の発生についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

7月11日土曜日に、西部市民センターにおいて、2階の図書館から1階に下りる途中の間でエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められる事故が発生しました。利用者は、大人2名、子ども1名の計3名のご家族で、事故発生の約42分後に無事に救出されました。なお、けがや体調不良の症状はありませんでした。

エレベーター停止の原因につきましては、ドアモーターの経年劣化による故障と見られますが、今後さらに事故の原因を究明し、同様の事故が起こらないよう対応を検討してまいります。

なお、安全の確認及び部品交換等の措置が終わるまでの間は、エレベーターの運行を停止いたします。

○古川教育長

次に、(6)寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(6)寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

1は、金5万円を匿名希望の方より、学校におけるICT環境の整備への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金2万円を匿名希望の方より、学校におけるICT環境の整備への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(8)教育機関における職員等の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(8)教育機関における職員等の新型コロナウイルス感染についてを報告いた

します。資料No.7をご覧ください。

これまでに、2名の感染が確認されております。1名は、小平第四小学校の給食調理業務を行っている委託事業者の従業員で、7月17日金曜日に感染が確認されました。当該従業員は、7月14日火曜日に出勤した後に早退し、それ以降の勤務はなく、児童及び教職員の濃厚接触者ではありません。

なお、当該校において給食調理業務に従事している全員を対象に、委託事業者が自主的にPCR検査を実施した結果、全て陰性の判定となったとの報告を受けております。保健所の判断を踏まえ、7月20日月曜日及び21日火曜日の給食については、給食室の消毒を行った上で提供いたしました。

もう1名は、市立学校に勤務する非常勤教職員で、7月18日土曜日に感染が確認されました。当該教職員の最終勤務日は、7月14日火曜日で、児童等及び教職員の濃厚接触者ではありません。保健所の判断を踏まえ、感染予防対策を講じた上で教育活動は継続しております。

なお、本件につきましては、個人が特定されないように学校名等は公表しておりませんが、当該教職員の勤務する学校の保護者には学校の対応について周知しております。これまでも、委託事業者等も含めた全職員に対し、感染防止対策の徹底を喚起しておりましたが、引き続き感染防止に努めてまいります。

○古川教育長

ありがとうございました。ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

事務局報告事項（4）西部市民センターのエレベーターにおける事故の発生について質問です。

このような事故が起きたとき、どのように対応をすべきなのかエレベーターの中には説明書があるのでしょうか。今回は大人が2名、子どもが1名のご家族だったということで42分間、冷静に対処できたと思いますが、例えば、車椅子の方が乗った場合に、その方が見えるようなところに表示があるのか、子どもが1人でこのような事故に遭った場合、ここを押してくださいとか、こういうふうに連絡してくださいというような表示があるのか、気が動転していてもわかるようになっているのか教えてください。

○利光中央図書館長

西部市民センターのエレベーターにつきまして、従前から箱の中に緊急の場合の連絡方法等について表示されてございます。今後の運行の再開につきましては、基本的な安全対策を行うとともに、表示類につきましても、箱内の表示を分かりやすくするとともに、箱の外、1階と2階の乗り場にも、外の人でも何か異常があったときに分かるような表示を増やしてより安全に対応できるようにしていきたいと考えております。

○山口委員

ありがとうございます。

○森井教育長職務代理者

同じところで質問させていただきます。事故の原因がドアモーターの経年劣化ということで、設置されてどれほど経っているものなのかということと、市内にも同じような使用年数のエレベーターも幾つか設置されていると思いますけれども、今回の事故ではほかの施設のエレベーターの点検について、さらに必要性を強く感じました。対応はして頂いているのでしょうか。

○利光中央図書館長

西部市民センターのエレベーターにつきましては、本体自体は設置から40年経っております。毎月点検を実施しております、その中でおかしいところがあれば順次交換をしていくというような措置はしております。

また、このエレベーターにつきましては、2年前に故障がございまして、約11か月間停止をしております。そのときは本体が上下に動くための駆動の部分の制御に異常がありましたので、部品の手配に時間がかかりました。このときかなりの部品を取り替えておりましたが、今回、そのときに取り替えなかったドアを開け閉めするモーターに異常があったということで、今回そちらの対処をしております。

ほかのエレベーターでございますが、公共施設のエレベーターにつきましては、いずれのところも、必ず法定点検ということで月に1回実施しているところでございます。異常があれば業者のほうから毎月報告書が上がってきますので、その報告の内容に従って対処をしていくことになっております。

○森井教育長職務代理者

ありがとうございます。閉じ込められた方については長い時間、エレベーターに閉じ込められたということで、精神的にもかなりご負担があったのではないかと感じました。今回は機械の異常とということで、これからもしっかり点検等進めていただいて、こういうことが二度と起きないように対応していただきたいと思います。

○丸山委員

運行を停止していると話がありましたけれども、止めることによって、車椅子であるとか足の不自由な方とか不便を感じられていると思います。そういう方への対応はどうしているのでしょうか。

○利光中央図書館長

11日以降、運行を停止しているところがございますが、車椅子の方やベビーカーの方でエレベーターが必要な方がいらっしゃった場合に、現在、入り口の階段のところが必要であればご連絡くださいやお声がけくださいという表示を出しております。2階は図書館しかございませんので、例えば本を返すだけであれば本を1階で受け取るとか、何か借りたい予約があれば、その予約の本を持ってくるとか、職員が対応しているところがございます。

○丸山委員

エレベーターが使えないだけで、図書館に行くことすらできない方が多くなつてはバリアフリー化というのとか離れてしまうので、職員の方が大変かもしれないですけども、巡回を多くするなど小まめにしていきたいと思います。

○三町委員

毎月の点検では絶対拾えないものなのでしょうか。

それから、今後の対応として原因の究明をするということですけども、何を具体的にするのか、モーターそのものの瑕疵があるのかとかそういうことも含めてなのか。昔、シンドラエレベーターの問題がありました。今、聞いたら2年前にも何か起こったということは何かあるのかもしれないとも思いました。原因究明というのは、業者がどの程度のことをやるのか教えてください。

○利光中央図書館長

今回、ドアモーターの異常ということでしたけれども、モーターの大きさは30センチぐらいで、部品を外して会社に持ち帰り、1度ばらして確認をしていただきました。異常の内容としましては、モーターの回転軸が通常であれば端から端まで同じ直径であるべきところですが、同じ直径ではなかったということで、それによって回転に異常が出てきたというようなことでした。これはばらしてみないと分からないところがありまして、2年前のときには分からなかったということでした。

回転軸ですとかなり熱が発生しますので、長年の使用において、そういう変化が起きてきたのであろうという見立てでございます。

今回、モーターそのものを新品に取り替えておりますので、今後、施設が移転するまでの数年については問題がないだろうと考えております。

また、今回の点検ではモーターだけではなくて、エレベーター全体を点検するように指示をいたしまして、全体の総点検をした上で、異常がなければ運転を再開していきたいと考えております。

現状といたしましては、機械自体は既に上下には動くような形にはなっておりますけれども、業者の最終的な報告を待って、安全が確認された段階で運転を再開したいと考えております。

○三町委員

軸について、構造的な欠陥かもしれません。よく自動車でリコールというのはありますが、そういう問題であれば危険だという気がしますので、原因はしっかり調べてください。ほかに同じモーター使っているエレベーターがあるのであれば取り替えさせるなどをしないと何も対応したことにならないと思います。ぜひ徹底してもらえたらと思います。

○古川教育長

そのほかについて、ご質問、ご意見等ございますか。

○三町委員

事務局報告事項（１）令和元年度中学校給食費会計収支報告について、２点質問です。

１点目は、未収入額が２３万円ほど、過年度分給食費の収入額１８万６，５００円、未収入額７０万円ほどあります。この傾向というのは、今までどおり変わらないのか教えてください。

２点目は、給食実施回数についてです。計画と実際の各学校の実施の差がどれくらいあるのか教えてください。計画どおりにほぼ実施されて学校の教育課程がどう変更されたかというのが見えてくるとと思います。

○飯島学務課長

１点目の未収入額でございます。平成３０年度の時点では、未収入額が１３０万円近くございました。これが令和元年度で７０万になっております。不納欠損で落としている部分もございませんけれども、お支払いいただいている方もいらっしゃいますので、徐々に少なくなってきていると認識しております。

２点目の実施回数でございます。計画では例年１９１回となっております。令和元年度につきましては、３月２日から新型コロナウイルス感染症により臨時休業になってしまいましたので、１９１回は提供しておりません。手元に資料はございませんが、３月は２０日ぐらい給食がありませんでしたので、１７０回弱程度の提供になっていると思われま。

当初計画との回数の差でございますが、大きく変わりがあるということは聞いてはおりません。３月以外の部分では計画どおり給食は提供しております。

○三町委員

１点目については、努力していただいて、ぜひきちんと頂くものは頂いてください。

２点目ですけれども、分からないということなので、３月は想定でいいですけれども、調べてもらいたいと思っています。ぜひそれは別な機会でもいいですから、教えていただきたいです。その上で、学校の教育課程と計画がうまくいっているのかどうかというのを見たいと思っています。よろしくお願ひします。

○森井教育長職務代理者

私も未収入額のところで伺います。在籍している児童・生徒の方には引き続き請求していただいていると思いますが、ご卒業されても払っていただけていないという場合が多いということで蓄積されていくと思うのですが、払っていただくまではずっと催促し続けているのでしょうか。

○飯島学務課長

卒業して5年間は連絡を取ってお支払いをお願いしております。そこまで連絡を取り続けてもお支払いいただけない方については、5年で不能欠損となります。

不納欠損になりますと、未収入の金額からも差し引いて、数字上はなくなっていく形になります。

○三町委員

時効について、例えば人にお金を貸して1年以内で毎年のように請求をしていけば時効は続くと理解していたのですけれども、卒業後5年間経っても払ってくれない人は不能欠損とすると市が決めているということでしょうか。

それから、今回、130万から70万に減ったという説明だったので、すごい頑張ったと思ったのですけれども、消えてしまった額があるのであれば、教えてもらえますでしょうか。

○飯島学務課長

5年間請求をし続けて5年たった時点でお支払いいただけない方については、不納欠損として運用しております。

欠損した額でございますが、先ほど申し上げた平成30年度からの未収入額が130万円程度ありました。令和元年度につきましては、65万円程度が不納欠損で落としている金額になっております。そのほかこの表に載っております18万円が収入として入ってきており、残っている未収入額が70万円となっております。

○三町委員

食べ得とか逃げ得というのは納得できません。そういうことを含めて、本当に5年間はきちんとしっかりと請求し続けて取れるものは取っていただきたいと思います。

○山口委員

事務局報告事項（8）教育機関における職員等の新型コロナウイルス感染について、要望です。今回、市立学校で感染者が出ましたとホームページで発信されています。それを見た保護者がうちの学校ではないか、近くの学校ではないかということで不安になっていると聞いています。例えば、今回の例でしたら、余り詳細な発表をすると個人が特定されるということで、市立学校で出ましたという発信にとどめたと聞いておりますが、感染が出た学校の保護者にはお知らせが行

っているということなので、該当の学校にはお知らせが行っていますという一文をつけ加えていただくと、ほかの学校の保護者の方が安心できたと思います。このように今、保護者のほうがナーバスになっておりますし、情報の発信のその日に見るのではなく、保護者が人づてに聞いてから何日か後に市のホームページを見に行くという状況はあると思います。発信をしてそのまま終わりにするのではなく、保護者や先生の反応などを見ながら小まめに情報を更新していただけるといいのではないかとというのが要望です。

次に、今回の感染に関することと直接関わることではないのですが、小平市内の中で教育現場にコロナウイルスの感染が広がってくるというのも時間の問題だと思っています。学校がもし止まった場合に、オンラインによる学習のサポートが今どのような状況になっているのか、貸出し用のタブレットの件は今どのような状況になっているのか、大まかな流れで結構ですので教えてください。

○国富教育指導担当部長

1点目の要望について、公表させていただいた文書の最後ですけれども、「なお、当該校の保護者には学校の対応について周知します。」という一文を入れさせていただきました。内容を構成する中で、下のほうにはなってしまいましたが、今後も同じようにしていきたいと考えております。

それから、ご質問いただきました感染が広がった際のオンラインの対応についてですが、現在も指導主事が学校の研修会等に出向きまして、遠隔授業等の在り方等について、研修をして学校で対応できるよう取り組んでいます。

貸与しているものについては、今現在すぐに使っているということはないですけれども、今後、夏休み等に入ったときに利用する機会を作ることも必要ではないかと考えております。お申込みいただきました台数に対しましてお貸出しできる台数に限りがありましたので、実際には中学校の生徒への対応として、今後、中学校長会とも協議をしながら、貸与について対応していきたいと考えております。

○古川教育長

よろしいでしょうか。

○山口委員

ありがとうございます。周知しますと書いてあると、保護者はいつ来るのかと待つてしまうと思います。周知が終わった時点で、何月何日付で学校からお手紙を送りましたと更新をしていただくと、受け取らなかった学校も安心できると思います。本当に細かいことですが、そういうことにも気をつけていただけたらと思います。

学校での教育がもし止まったときのオンラインでの学習指導、進めていただくのはもちろんですけれども、今、感染者を出さないというところから、小平市の学校で感染者が出たらどうする

のかという次のフェーズに変わってきたところもあると思います。例えば、毎日部活動をしていて体力も充実している中学生と、心臓の疾患や喘息などがある子どもや体が未熟な小学校低学年の子どもたちと、一律同じルールでいろいろなことを決めていくのは、今後、難しくなっていくと思います。情報の出し方も含めてですけれども、教育委員会や学校側で全て対策や行動を決めるのではなく、これからは保護者の方一人ひとりにもより意識を高く持っていただいて、協力していただく必要が出てくると思います。冷静な判断に基づいて保護者の方、地域の方も行動していただけるように学校側からも小まめにいろいろなことを発信していただけるように指導していただければと思います。

○丸山委員

山口委員がおっしゃっていたことは本当にもっともですけれども、どこの学校だとかうちはまだかかっていないとか保護者も学校の先生方も、大人がついつい神経質になってしまって、逆に子どもたちが必要以上な不安感や恐怖心というのを感じて、それがストレスになってしまっているところがあり、それが何かのきっかけで外に出てくる可能性もあります。そういう意味では本当に子どもたちの様子をよく観察して、過度な不安、恐怖心が生まれぬよう配慮をしていただきたいという要望です。

○古川教育長

ありがとうございます。そのようにしてまいりたいと思います。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（４）民法改正に伴う成人式の実施年齢の決定について、令和４年の民法改正後も、小平市としては２０歳を成人式の年齢とするというご説明をいただきましたけれども、決定するまでに至った経緯や基になったものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○季高地域学習支援課長

民法改正後の成人式の年齢に関しまして、法務省が所管する成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議「成人式の時期や在り方等に関する分科会」が開催されまして、平成３０年の１０月から会議を重ね、こちらの資料が本年の３月に報告書としてまとめられましたので、参考とさせていただきます。

こちらでは、内閣府が行った世論調査、また、全国高等学校ＰＴＡ連合会に対するアンケート、それから、公益財団法人日本財団による意識調査など、調査結果が記載されており、それぞれの調査で２０歳にする方がふさわしいというアンケート調査の結果が多かったということがまず一つございます。

それから、小平市内の方にもご意見をいただきたく調査を行いました。成人式を今までご協力いただいていた青少年委員の方２２名、地域学習支援課で所管する青少年リーダー養成講座

受講生の中学生、高校生65名とその保護者、それから、過去3か年の成人式実行委員30名に対してアンケート調査を行いましたところ、88%の方から20歳がよいというご意見をいただきました。こういったことを勘案して20歳にすることが妥当という判断に至ったところでございます。

○森井教育長職務代理者

ありがとうございます。

○古川教育長

ほかにはございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項(3)小平市立中学校教科用図書審議委員会報告について、確認です。説明の中で審議委員会の委員長が代理に報告されたと理解しました。資料は、「小平市立中学校教科用図書の調査報告書」となっています。小平市立中学校教科用図書審議委員会の報告というのはどういったものということなののでしょうか。また、先ほど、学校からの調査と市民の意見等も参考にしたという説明がありました。それは一体どこに係っているのでしょうか。調査報告書の中に、参考ですから入れる入れないというのは別ですけれども、判断し、その意見が入っていると理解していいのでしょうか。これは調査報告書と書いてありますから審議委員会の報告との違いは何なのか、教えてください。

○国富教育指導担当部長

審議委員会の中で、調査部会での調査報告、それから市民アンケート、もう一点としまして学校からの調査報告、この3点について審議会の中で報告し、協議しております。この審議委員会の報告書については、調査部会から出てきた報告を取りまとめております。

委員の皆様方には、市民からのアンケートも全てご覧いただくためにこちらもお示ししております。

また、学校の報告につきましても、学校から上がってきたものを採択の際に参考にさせていただくためのものとして委員の皆様方にお示ししてございます。

審議委員会の報告書については、市民アンケート、学校からの報告書等を兼ねているものではないかと存じます。そこは説明不足で大変申し訳ございません。

○三町委員

今の説明だと各調査部会からの報告と、それから市民の意見や学校からの調査報告等を審議委員会で議論して報告書を出したという印象を受けました。審議委員会報告ですけれども、手元にあるのは教科用図書の調査報告書で、審議委員会報告というのは何なのかということです。単に、

市民の声と、それから学校の調査報告書まとめて、審議委員会で参考にした資料ですということ
で出されているのだったら、またそう理解していいと思いますけれども、審議委員会で何をした
のかというのがどこにも見えないということです。

○国富教育指導担当部長

審議委員会の中では、調査部会から提出されました調査資料について審議をしまして、取りま
とめたものがこの審議委員会報告書でございます。それと、審議委員会の中でも市民アンケート、
各学校からの報告書の内容も確認したところでございます。

先ほどの説明の中で、私が市民アンケート、各学校からの報告書も併せて審議委員会報告と申
し上げてしまいましたので、訂正させていただきます。

○古川教育長

以上で事務局報告事項を終了いたしますが、事務局報告事項（3）小平市立中学校教科用図書
審議委員会報告についてにつきましては、協議を要するため、8月13日木曜日の午後1時30
分から教育委員会臨時会を開催したいと存じます。

（議案）

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第9号、令和2年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第9号、令和2年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会8月臨時会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正
を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で2億205万6,00
0円の増、教育費都補助金で4,938万7,000円の増、寄附金で52万円の増、市債で1
億3,310万円の増でございます。

歳出につきましては、教育総務費で840万円の増、小学校費で4億2,587万9,000
円の増、中学校費で1億8,996万4,000円の増、社会教育費で782万1,000円の
増、保健体育費で297万7,000円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で6億3,
504万2,000円を増額いたします。

はじめに、歳入でございますが、新型コロナウイルス感染症対策及びGIGAスクール構想実
施に当たり、教育費国庫補助金等を増額いたします。

次に、歳出でございますが、教育総務費につきましては、夏季休業短縮に伴い増加する授業期
間に介助員や特別支援教育支援員を配置することから増額いたします。

小学校費の学校管理費につきましては、G I G Aスクール構想の実施による校内ネットワークの整備や機器類の購入及び学校再開に伴う感染症対策、学習保障等支援事業として各校が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を令達予算として各校に配信することから増額いたします。

中学校保健体育費につきましては、移動教室事業において使用するバスの台数を増やすことから、増額いたします。

中学校費につきましても、同様に増額いたします。

社会教育費の公民館費及び図書館費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、各館において、網戸や窓建具の修繕、パーティションの設置、消毒に要する機器及び消耗品等の購入などを行うことから、増額いたします。

保健体育費の学校給食費につきましては、小学校の給食室及び給食センターにスポットクーラーを設置することから、増額いたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町委員

学習の保障について、授業ができなかったとか、その分が遅れてしまうなどの保障をするために、例えば放課後学習などを行うということで国は補助金を出していると理解しています。小平市ではこの予算について、各学校でどのくらい人が雇えて、どの程度実施できるのかなどを教えてください。

○古川教育長

学習の保障ということによろしいでしょうか。

○三町委員

学習できなかったわけですから、子どもたちにどう保障するかという補填する意味合いが強いと理解しています。単なる学習補助員のような、今まであったものを増やすこととは少し違うと思いますので、どんな見通し持っているのか教えてください。

○古川教育長

学習サポーター配置ということによろしいでしょうか。

○三町委員

はい。

○国富教育指導担当部長

学習サポーターについての考え方としましては、夏季休業日が短くなった分、授業日が多くなりましたので、この分のティーチングアシスタント等の学習サポーターが配置されていない状況でございます。この補助事業を活用しまして、夏季休業日にあたっていた日に授業を実施する分についての対応等を中心にさせていただいております。

○古川教育長

よろしいでしょうか。

○三町委員

わかりました。

○古川教育長

ほかにはよろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第9号、令和2年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱います。

ここで休憩したいと存じます。3時20分まで休憩いたします。

午後3時01分 休憩